



佐賀県公報

平成17年
3月30日
(水曜日)
第 12586号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (一七〇・長寿社会課) 一
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施
- 佐賀県土地利用基本計画の一部変更 (一七一・畜産課) 一
- 都市計画事業変更の認可 (一七二・土地対策課) 二
- 水防警報を発する河川及び海岸の指定 (一七三・まちづくり推進課) 四
- 廃川敷地等の発生 (一七四・河川砂防課) 四
- 建築主事が所管する区域の指定 (一七五・〃) 五
- 建築主事が所管する区域の指定 (一七六・建築住宅課) 六
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 七
- 基本測量の終了 (土地対策課) 七
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 八
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更 (建築住宅課) 八
- 教育委員会事項 (告示・二) 八
- 佐賀県重要文化財の指定 (告示・二) 八

○ 告 示

●佐賀県告示第百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十七年三月三十日

サ ー ビ ス の 種 類	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
指 定 訪 問 の 介 护	指 定 通 所 の 介 护		
ヘルパーサービスのぞみ 佐賀郡川副町大字早津江一 八八番地五	デイサービスセンターのぞみ 佐賀郡川副町大字早津江一 八八番地五	佐賀郡川副町大字早津江一	平成一七・二・五
平成一七・三・七			

●佐賀県告示第百七十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施する区域

県内全域

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。

四 實施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第一項に定める方法による。

六 その他

検査対象となる家畜の保管等については、ハラサンギョウ株式会社（長崎

県東彼杵郡川棚町二越郷五十一番地11)に委託する。

●佐賀県告示第百七十一号

佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十一号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川康

一 佐賀県土地利用基本計画の土地利用の基本方向の一部を次のとおり変更する。

(3)(4)ハ中「第17条第1項又は第42条第1項」を「第13条第1項又は第60条第1項」へ替へる。

一 佐賀県土地利用基本計画の伊万里市に係る農業地域の一部を別図（変更概要図）のとおり変更する。



●佐賀県告示第百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

基山町

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画公園事業 五・五・百一号 基山総合公園

三 事業施行期間

平成二年十月三十一日から

平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更後 基山町大字宮浦字車路及び字玉虫並びに大字小倉字
吉原、字菖蒲坂及び字七反田
変更前 基山町大字宮浦字車路及び玉虫並びに大字小倉字吉

原

使用の部分 なし

●佐賀県告示第百七十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条の六第一項の規定により、水防警報を行う河川及び海岸を次のとおり指定した。

なお、水防警報を発する河川及び海岸の指定（昭和五十六年佐賀県告示第百五十一号）は、廃止する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

一級河川
(一) 筑後川水系

(三)		(二)		(一)	
佐賀江川	佐賀市紺屋町今宿橋から県道市武諸富線蒲田津橋下流	巨勢川	佐賀市金立町大字薬師丸佐賀停車場線薬師橋百メートル上流から佐賀江川合流点まで	田手川	神埼郡神埼町大字田道ヶ里国道三八五号広円橋から千代田町大字詫田国道二六四号城東橋まで
高橋川	佐賀市朝日町大字甘久享保橋から武雄川合流点まで	寒水川	三養基郡みやき町江口西寄橋から県道西島筑邦線新橋まで	川瀬川	三養基郡みやき町江口北橋まで
松浦川水系	武雄市武雄町大字武雄県道武雄塩田線第一笹橋から武雄大橋まで	通木川	鳥栖市山浦町岸田橋から鳥栖市原古賀町鉄道橋まで	川瀬川	三養基郡みやき町江口北橋まで
武雄川	武雄市武雄町大字武雄県道武雄塩田線第一笹橋から武雄大橋まで	秋光川	鳥栖市曾根崎町国道三号八坂橋から宝満川合流点まで	川瀬川	三養基郡みやき町江口北橋まで
中通川	多久市北多久町大字多久原国道二〇三号今出川橋から牛津川合流点まで	牛津江川	鳥栖市勝勝大井樋から牛津川合流点まで	川瀬川	三養基郡基山町大字小倉国道三号秋光橋から宝満川合流点まで
今出川	多久市北多久町大字多久原国道二〇三号今出川橋から牛津川合流点まで	晴気川	小城市牛津町晴氣国道二〇三号晴田橋から牛津川合流点まで	川瀬川	三養基郡基山町大字小倉国道三号秋光橋から宝満川合流点まで
高橋川	武雄市朝日町大字甘久享保橋から武雄川合流点まで	六角川水系	小城市小城町晴氣国道二〇三号晴田橋から牛津川合流点まで	川瀬川	三養基郡基山町大字小倉国道三号秋光橋から宝満川合流点まで

(六) 塩田川水系	(五) 鹿島川水系	(四) 石木津川水系	(三) 有田川水系	(二) 伊万里川水系	(一) 玉島川水系	本庄川	宇木川	半田川	松浦川
川 藤津郡塩田町大字馬場下国道四九八号塩田橋から海ま	鹿 島 川 藤津郡塩田町大字谷所花園橋から海まで	石 木 津 川 鹿島市大字納富分県道奥山鹿島線井手分橋から海まで	有 田 川 伊万里市二里町中里国道一〇二号長井手橋から海まで	伊 万 里 川 伊万里市新天町国道一〇一號新田橋から伊万里川合流点まで	玉 島 川 唐津市浜玉町五反田築場橋から海まで	横 田 川 唐津市浜玉町横田上唐人川橋から玉島川合流点まで	八 田 江 佐賀市北川副町大字木原佐賀江川分派点から海まで	唐津市宇木門田橋から半田川合流点まで	武雄市武内町梅野有ノ木橋から武雄市若木町本部字野々瀬萩の尾井堰まで
田	塩田川水系	鹿島川水系	石木津川水系	伊万里川水系	玉島川水系	横田川	八田江	半田川	松浦川
塩田川	鹿 島 川	石 木 津 川	有 田 川	伊 万 里 川	玉 島 川	唐津市	佐賀市	唐津市	武雄市
田	藤津郡塩田町大字馬場下国道四九八号塩田橋から海ま	鹿島市大字納富分琴路橋から鹿島川合流点まで	伊万里市大字納富分縣道奥山鹿島線井手分橋から海まで	伊万里市大坪町県道上伊万里停車場線上伊万里橋から海まで	唐津市浜玉町五反田築場橋から海まで	唐津市浜玉町横田上唐人川橋から玉島川合流点まで	佐賀市北川副町大字木原佐賀江川分派点から海まで	宇木門田橋から半田川合流点まで	武内町梅野有ノ木橋から武雄市若木町本部字野々瀬萩の尾井堰まで

●佐賀県告示第百七十五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川康

河川の名称	廃川敷地等が生じた年月日	佐賀県知事 古川康		三 海岸	(七) 福所江水系
		筑後川水系	秋光川		
筑後川水系	平成十七年三月三十日	三養基郡基山町大字長野字弓場下四五二番八	土地	浜玉・唐津海岸 唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原から唐津市唐房漁港まで	有明海岸 佐賀郡川副町大字大詫間元治堀から鹿島市浜町字松岡籠浜町字松岡籠まで
筑後川水系	平成十七年三月三十日	鳥栖市飯田町字ヒワ町三四五番一五	土地	篠町字寺前八七七番二、二七一・二四	福所江水系
筑後川水系	平成十七年三月三十日	鳥栖市永吉町字南西川四六三番五及び幡崎町字寺前八七七番	土地	篠町字寺前八七七番二、二七一・二四	福所江水系

				筑後川水系 六角川	筑後川水系 三本松川	筑後川水系 勝負川	筑後川水系 松瀬川	筑後川水系 本川川
				〃	〃	〃	〃	〃
				神埼郡神埼町大字志 波屋字六本松二六二 二番四地先から二五 八五番四地先まで	武雄市橘町大字永島 字北上野五一六三番 二地先から五一二四 番二地先まで	武雄市東川登町大字 袴野字宮市一〇一〇 二番三地先から一〇 一〇八番一地先まで	武雄市東川登町大字 袴野字一町田一二三 〇一番一地先から字 五反田一三四八八番 一地先まで	鳥栖市姫方町字本川 五八〇番三 多久市多久町三〇〇 五番二地先から三七 二七番四地先まで
	武雄市東川登町大字 袴野字五反田一三四 六〇番地先から一三 四八八番一地先まで	武雄市東川登町大字 袴野字五反田一三四 六〇番地先から一三 四八八番一地先まで	土地 四三・二七	土地 三、五四九・八八	土地 七四二・五七	土地 二五〇・三六	土地 九七五・五五	土地 一四八・七三 土地 六〇一・一二

六角川水系		東川		小田志川		塩田川水系		秋山川		塩田川水系		六角川水系		郷ノ原川		六角川水系		焼山川				
						"				"			"			"			"		"	
三地先まで	武雄市西川登町大字 平九郎一七一七三番	武雄市西川登町大字 小田志字前田一七一	武雄市西川登町大字 八四番二地先から字 平九郎一七一七三番	武雄市西川登町大字 小田志字前田一七二	武雄市西川登町大字 八七番二地先から一	で 由一七九四八地先ま 二〇番地先から字開	で 小田志字前田一七三	武雄市西川登町大字 小田志字前田一七二	武雄市西川登町大字 二七九八番一まで	武雄市西川登町大字 田一七九四八地先ま 二〇番地先から字開	武雄市西川登町大字 七一九八番一まで	武雄市西川登町大字 七一九八番一まで	武雄市西川登町大字 七一九八番一まで	武雄市西川登町大字 七一九八番一まで	武雄市西川登町大字 七一九八番一まで	武雄市東川登町大字 永野字大浦二九九五	武雄市東川登町大字 永野字大浦二九九五	番二地先	武雄市東川登町大字 永野字大浦二九九五	番二地先	一四番二の一部	三〇七・九四
土地	土地	土地	土地	土地	土地	三五三・九七	三五三・九七	土地	三三七・二〇	土地	一、五三四・六九	土地	四四六・〇一	土地	三・四〇	土地	三・四〇	土地	三・四〇	土地	三〇七・九四	

●佐賀県告示第百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第11百1号）第四条第七項の規定によつて、建築主事が所管する区域を次のとおり指定し、平成十七年四月一日から施行する。

なお、建築主事が所管する区域及び所管する建築物等の区分の指定（平成十二年佐賀県告示第百六十一号）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月三十日

佐賀県知事 古川康

佐賀県知事 古川康

所管建築主事	所管区域
佐賀土木事務所 建築主事	多賀城市
神埼土木事務所 建築主事	佐賀郡
鳥栖土木事務所 建築主事	鳥栖市
唐津土木事務所 建築主事	唐津市
伊万里土木事務所 建築主事	松浦市
武雄土木事務所 建築主事	杵岛郡
鹿島土木事務所 建築主事	藤鹿島郡

1 申請のあった年月日

平成17年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人夢の学校をつくる会

(2) 代表者の氏名 古賀武夫

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市高木町3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、わたしたち一人一人が、自分にふさわしい花を咲かせながら、子ども、親、保護者、教師皆共に、笑顔で、明るく楽しく元気よく、ふるさと、日本、世界に役割の果たせる人間性、国際性豊かな人となり、日本と人類のいのちと平和を育み、眞の文明の創造に貢献できる学園を設立、運営することを目的とする。

備考 土木事務所の建築主事が出張、休暇等により不在の職務が遂行されない期間は、いの表の区分にかかるが、必要に応じて県土すべつ本給建築住宅課建築主事がその職務を行つ。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成17年3月30日

佐賀県知事 古川康

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成16年8月2日から11月30日まで

○ 公印

第12586号

平成17年3月30日(水) 賀佐公署

3 作業地域 佐賀市

指定番号	第24号
指定年月日	平成16年3月22日
変更番号	変1号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成17年3月30日

佐賀市

佐賀郡川副町

変更年月日	平成17年3月9日
位置指定	三養基郡上峰町大字坊所字大塚1523番19、1523番54、1523番55、1523番56、1523番61及び1523番62
幅員(メートル)	8.00
延長(メートル)	50.78

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年3月30日

佐賀県知事 古川康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三養基郡基山町大字園部字夜木175番2、158番及び159番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県大牟田市倉永381番地7

有限会社装いの店つばき

○ 教育委員会

● 佐賀県教育委員会指揮官印

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第1111号）第51条第1項の規定による、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成十七年三月三十日

佐賀県教育委員会

教頭職 柴田謙一

謙一 11

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定をした道路について、建築基準法施行細則（昭和36年佐賀県規則第14号）第12条の規定により、次のとおり変更を承認した。

平成17年3月30日

佐賀県知事 古川康

申購
込
読
料
一
か
年
二
八、
八
〇
〇
円(送
料共
計)

発行者
平成十七年三月三十日印刷及び発行
佐賀県知事
古川康行

印
刷
所
發行定日
毎週月水金曜日
西部印刷企画(株)